令和８年度　地域づくり団体の事業活動推進に係る連携事業者募集要項

１　事業趣旨

「挑戦」を掲げる三宅町（以下「町」という。）内において、地域づくりに日々取り組む民間団体等（以下「地域づくり団体」という。）の活動を持続可能な「挑戦」に発展させていくため、企業版ふるさと納税制度による税控除制度の活用によって獲得した民間資金（寄附金）を活用し、町内で活動する地域づくり団体と町との連携によって当活動の推進に努めることで、町の地域活力創造を強力に推進していこうとするもの。

２　解決を目指す地域課題

本事業において解決を目指す町の地域課題は以下のとおり。

「持続可能な地域づくり活動の支援と関係人口・関係企業（官民連携・共創の視点）の確保」

※町は、他市町村と比較して地域づくりに係る活動自体は少なくないものの、活動資金面などを理由とした活動の制限がある

※これは町民の「挑戦」機会や「対話」を行う機会の減少に直結する

３　取り組む事業の概要

地域課題の解決を目指し、町と地域づくり団体が連携し、以下の項目に取り組むものとする。

（１）資金の調達（寄附金の獲得）

企業版ふるさと納税制度による法人からの寄附金を募集し、地域づくり団体の活動のための財源を調達する。

（２）事業の実施

調達した資金（寄附金）を活用し、以下の取り組みを実施する。

ア　地域活性化やまちづくりにチャレンジする町民活動機会創出策

町民自らが地域づくり活動や地域活性化に取り組む機会が増えることが今後予想される点を考慮して、町内での地域づくり活動の機会を確保するともに、町民の地域づくり活動の場を守ることを目的とする

イ　各団体の地域活動における運営費等の確保による事業継続性の向上策

地域づくり活動における収益性の問題により、町内での活動が縮小することが無いよう、団体の事業継続に係る健全な事業運営を行うことができる環境の創出を目的とした取り組みを行う

4　取り組む事業の詳細

（１）事業スキーム

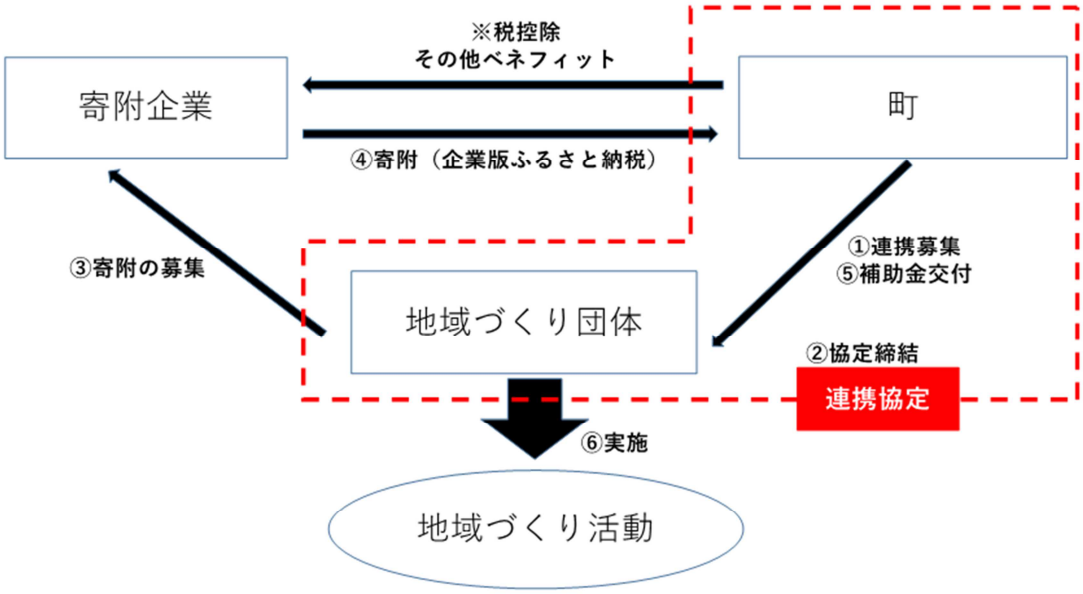

（２）寄附金の獲得と獲得資金を財源とした資金の流れ

法人からの寄附を町が収納し、本号ウに定める割合に応じた配分を行う。町と連携する地域づくり団体（以下「連携事業者」という。）は、配分された財源を補助金として受け取り、各取り組みを実施するものとする。

なお、寄附を受ける際には、寄附金を支出する法人の皆様に応援したい取り組みを選択いただいた上で寄附を受け、当該法人からの寄附を財源とした補助金は、選択された取り組みに対して支出するものとする。

ア　寄附金募集活動

原則として、連携事業者が単独で寄附金募集活動を行うものとする。ただし、連携事業者単位で見たときに初回の募集活動である場合など、町が事業趣旨や公益性についての説明を行う必要がある場合に限り、町と共同での寄附金募集活動を実施するものとする。

イ　勉強会に参加し町独自の認定を受ける（資格制度）

企業版ふるさと納税においては令和７年度税制改正を機に「資金還流」に関する事項の確認が必要となった。連携事業者においては、アに掲げる活動を行うにあたって、町が実施する勉強会を受講した者のみがその活動を行うことができる登録制とする。

ウ　獲得した寄附金の配分

寄附金の 10%分は町が実施する「第２期三宅町共（協）創による持続可能なまちづくりプロジェクト」に紐付く事業の財源として、町が収受し、残りの 90%分をプロジェクト推進補助金として、連携事業者に支出する。

※寄附企業に対する税控除の恩恵

企業版ふるさと納税制度による法人関係税の控除制度を活用し、寄附金を行う法人の実質的負担額を大幅に軽減する。

【法人関係税が最大 9 割程度控除に】

５　連携対象となる事業者

以下の条件を満たす地域づくり団体と連携を行うものとする。

（１）町内において、地域づくり活動を行い、３（２）に定める取り組みを実施する意思があること

（２）町税等の滞納がないこと

（３）以下の条件に該当しない事業者であること

ア　役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）であること

イ　暴力団員等が経営に実質的に関与していること

ウ　役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められること

エ　役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められること

オ　役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

カ　役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められること

6　連携に向けた事務の流れ

（1）連携申請書及び添付資料のご提出

連携申請書と合わせ、以下の添付資料を提出すること

ア　運営団体概要

イ　納税証明書

ウ　反社会的勢力排除に関する宣誓書

（2）町による審査及び連携の決定

提出された申請書及び添付資料を確認し、町による審査を行った上で、連携事業者として選定された地域づくり団体に対して連携決定通知書を送付する。

（3）連携協定書の締結

連携事業者と町の間において、活動の推進に係る連携協定書を締結する。

7　連携後の予定事務フロー

（1）寄附金募集活動の実施

町と連携事業者が協働し、町外の法人に対して寄附金の募集活動を実施する。事業の公益性や趣旨目的に関して町が提案説明を行い、寄附金を活用して実施していく具体的な取り組み等については連携事業者が提案説明をすることとする。

ただし、募集活動の相手先は連携事業者が選定すること。

（2）補助金交付申請書の提出

寄附金募集活動によりご寄附の意向をいただいた法人の情報やご寄附を活用して取り組む事業の内容及び収支計画等について記載した事業計画書及び収支予算書を添付すること。

（3）町による審査及び収納決定

提出された補助金交付申請書に基づき、町において収納決定に係る審査を行う。

なお、当該審査は、寄附予定法人に対して行うものではなく、寄附に基づく事業内容と経費配分を確認し事業趣旨を逸脱していないかを主に審査する目的で実施するものとする。

（4）寄附予定法人に対する寄附申出書の提出要請

審査において収納決定した案件については、町から協働した連携事業者

に速やかに通知するとともに、寄附予定法人に対して町から寄附申出書の提出を要請するものとする。

（５）寄附申出書に基づく収納手続きの案内（納付書の発行等）

寄附予定法人から提出された寄附申出書に基づき、寄附予定法人に対し、町において寄附金納入のための納付書を発行し又は振込口座の通知を行うものとする。

（６）寄附金の納入

寄附予定法人は、町から案内した収納手続きに基づき、納期限内に寄附金を納入するものとする。

（７）収納済寄附金に基づく補助金の支出

寄附法人から町に納入された寄附金額は月締めにて集計し、翌月末日に寄附額の 90％分を連携事業者に対して事業実施に係る補助金として支出するものとする。

（８）補助金を財源とした各種取り組みの実施

補助金の交付を受けた連携事業者はこれを財源とし、本要項３（２）に掲げる各取り組みを実施するものとする。

（９）年次実績報告（収支報告）

連携事業者は、各取り組み事業に係る事業実績及び収支決算等について年度単位で整理し、翌年度４月末日までに町に報告するものとする。

(10) 年度精算

年次実績報告に基づき、当該年度に支出した補助金に剰余金が発生している場合については、その剰余分を町に戻入し、翌年度のプロジェクト推進に係る補助金として繰り越し交付することができるものとする。

８　禁止事項

（１）寄附金が寄附法人自身及びその関係法人等に還流するフローの創出

寄附制度においては、寄附法人及びその関係法人等に対してその寄附金の一部が戻ってくるような直接的な経済的メリットを提供してはならないとされており、これを侵害するお金の流れを創出すること。

（２）寄附法人情報の過度な露出

地域づくり活動を実施する際など、各種取り組みとして行われる事業において、寄附法人が主体的に実施していると受け止められるような過度な情報の露出をすること。（連携事業者が主催者であることを念頭においた露出量とすることに留意してください。）

（３）不適切な経費の支出

事業に係る補助金の執行状況を調整するなどの目的により、不自然に水

増しされた経費の支出を行うなどの不適切な経費処理を行うこと。

（４）その他

その他、社会通念上不適切であると認められる行為。